

# 第1章 総論

## 第1節 市域の現況

### 1 自然的条件

#### (1) 位置及び地勢

本市は広島県の西部に位置して広島湾に面し、東西・南北それぞれ約 35km あり、面積は 741.75km<sup>2</sup> となっている。

原始・古代には、市の主要な地域はほとんど海中にあり、太田川下流域は奥深くまで海水が湾入していたが、太田川の搬出する土砂により砂州や自然堤防ができ、中世(1400年頃)には現在のデルタが形成された。

市域内の平地は、河川延長約 100km を有する太田川を主として、三篠川・安川・府中大川などが形成した低地によって広島平野を構成し、瀬野川に沿った海田平野、八幡川・岡ノ下川に沿った五日市低地が両側に連なっている。

丘陵地・台地は低地に隣接し、標高 600m 以上の山岳も多く点在しているがその山頂部分はなだらかである。

広島湾は長径約 50km、短径約 30km の楕円形をしており、水深はおおむね 40m 以内で、湾北部は 10m 内外の浅海である。

図 1 広島市の位置



資料：広島市統計書

## (2) 地質

市域内の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっている。

古生層は市北部地域に分布し、主として粘板岩からなっている。高田流紋岩類は白木町に分布している。洪積層は低地の沖積層の基盤として埋積されており、主として砂礫からなっている。沖積層は低地全般に分布し、砂層、シルト、粘土層、砂礫層からなっている。その他の大部分の地区は花崗岩類からなっている。

## (3) 気候

本市の気候は、温暖で降水量が少ない「瀬戸内気候区」に属している。夏、冬の季節風は、中国山地、四国山地にさえぎられ、平年で1月5.9、8月28.1、年平均16.2と比較的温暖である。

降水量は、南に豊後水道が開けている影響で、夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、年平均1,511.8mmと瀬戸内気候区としてはやや多い。

一年のうちで雨の多い時期は大別して、5月上旬を中心とした春の雨の期間、梅雨期、9月を中心とした「秋の長雨」と呼ばれる三つの期間である。水害の原因となる大雨は、梅雨末期の集中豪雨と台風に伴うものが主で、本市における大雨の記録は日最大雨量339.6mm、一時間最大雨量79.2mmである。

なお、10月中旬から3月末までの約6か月間は、乾燥期で雨は少なく晴天の日が多い。

卓越風は年間を通じ太田川に沿って吹く北又は北々東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。

## (4) 自然公園、天然記念物等

本市においては、元宇品公園が瀬戸内海国立公園の特別地域に、南原峡が県立自然公園に、福王寺山が県自然環境保全地域に、蓮華寺山が緑地環境保全地域に、それぞれ指定されており、これらの地域又はその一部は鳥獣保護区としても指定されている。

表 1 広島市の天然記念物

(平成12年4月1日現在)

| 種別        | 名称               | 指定区分       | 所在地                | 指定年月日       |
|-----------|------------------|------------|--------------------|-------------|
| 天然記念物     | オオサンショウウオ        | 特別天然記念物    | 地域を限らず             | 昭和 27. 3.29 |
| "         | 東野のモッコク          | 県天然記念物     | 安佐南区東野二丁目(松谷富美子)   | " 28. 4. 3  |
| "         | 正伝寺のクロガネモチ       | "          | 安佐南区相田四丁目(正伝寺)     | " "         |
| "         | 新庄の宮の社叢          | "          | 西区大宮一丁目(新庄之宮神社)    | " 29. 6.30  |
| "         | 長束の蓮華マツ          | "          | 安佐南区長束二丁目(蓮光寺)     | " 29. 4.23  |
| "         | 馬木八幡神社の社叢        | "          | 東区馬木五丁目(馬木八幡神社)    | " 53. 1.31  |
| "         | 神原のシダレザクラ        | "          | 佐伯区五日市町石内(岡真由美)    | " 48. 3.28  |
| "         | 燈明杉              | 市天然記念物     | 安佐北区可部町綾ヶ谷(福王寺)    | " 48. 5.30  |
| "         | カヤ               | "          | 安佐北区可部町上原          | " "         |
| "         | 切幡神社の大ケヤキとシイ林    | "          | 安芸区中野東七丁目(切幡神社)    | " 49. 2.18  |
| "         | 阿刀明神社の社叢         | "          | 安佐南区沼田町阿戸(阿刀明神社)   | " "         |
| "         | 中の森八幡神社のアラカシ     | "          | 安佐南区沼田町吉山(中の森八幡神社) | " 50. 4.14  |
| "         | 峠八幡宮のオオツクパネガシ    | "          | 安佐北区大林町(峠八幡宮)      | " 51. 5.17  |
| "         | 筒瀬八幡神社の社叢        | "          | 安佐北区安佐町筒瀬(筒瀬八幡神社)  | " 52. 9.12  |
| "         | 宮野八幡神社の大エノキ      | "          | 安佐北区安佐町宮野(宮野八幡神社)  | " "         |
| "         | 新宮神社の大イチョウ       | "          | 安佐北区白木町井原(新宮神社)    | " 54. 3.12  |
| "         | 養山八幡神社の社叢        | "          | 安佐北区安佐町小河内(養山八幡神社) | " "         |
| "         | 温井八幡の乳下リイチョウ     | "          | 安佐南区川内五丁目(温井八幡神社)  | " "         |
| "         | 松笠観音の巨樹群         | "          | 安佐北区口田南町(松笠観音境内)   | " 59. 3.19  |
| "         | 可部町中野の千代の松       | "          | 安佐北区可部一丁目(辻井利男)    | " "         |
| "         | 新宮神社のイチイガシ及びイヌマキ | "          | 安佐南区長楽寺三丁目(新宮神社)   | 平成 4. 3.26  |
| "         | 友広神社のイチョウ        | "          | 安佐北区可部南一丁目(友広神社)   | " 7. 4.18   |
| "         | 江波山のヤマザクラ        | "          | 中区江波二本松二丁目(江波公園内)  | " 8. 3.26   |
| 史跡及び天然記念物 | 白神社の岩礁           | 市史跡及び天然記念物 | 中区中町(白神社境内)        | 昭和 59.11.28 |

資料：広島市教育委員会生涯学習課

## 2 社会的条件

### (1) 人口及び世帯

平成 13 年 3 月末現在の住民基本台帳及び外国人登録人口によると、本市の人口は、1,123,745 人、世帯数は 469,779 世帯となり、前年同月に比べそれぞれ 0.3%、0.9%の増加となり、一世帯あたりの人口は 2.4 人である。

最近の本市の人口は自然増加（出生と死亡の差）を主体として増加しているが、増加傾向は鈍化している。一人の女子が一生の間に生む平均子供数（合計特殊出生率）は、平成 11 年は 1.30 人であり前年より低下している。

平成 7 年の国勢調査によると、本市の常住地による人口（夜間人口）は 110 万 6,763 人で、このうち市外に出る 15 歳以上の通勤・通学者（流出入口）は 6 万 47 人であるが、通勤・通学の流入人口は 10 万 3,522 人となっており、周辺市町村から通勤・通学者の流入する割合が高く、市域内でも周辺部から中心部への通勤・通学ラッシュに一層の拍車をかけているとみられる。

表 2 区別人口の推移

| 区    | 人口      |           |           |           |           | 増加率（%）  |        |       |        |
|------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|-------|--------|
|      | 昭和 55 年 | 60 年      | 平成 2 年    | 7 年       | 12 年      | 55～60 年 | 60～2 年 | 2～7 年 | 7～12 年 |
| 総数   | 986,724 | 1,044,118 | 1,085,705 | 1,108,888 | 1,126,282 | 5.8     | 4.0    | 2.1   | 1.6    |
| 中区   | 138,486 | 135,883   | 134,651   | 128,360   | 124,716   | 1.9     | 0.9    | 4.7   | 2.8    |
| 東区   | 117,286 | 122,668   | 122,715   | 124,829   | 123,256   | 4.6     | 0.0    | 1.7   | 1.3    |
| 南区   | 151,534 | 147,541   | 143,938   | 138,208   | 135,479   | 2.6     | 2.4    | 4.0   | 2.0    |
| 西区   | 155,424 | 169,190   | 178,486   | 178,838   | 179,513   | 8.9     | 5.5    | 0.2   | 0.4    |
| 安佐南区 | 157,728 | 169,430   | 175,211   | 185,414   | 204,685   | 7.4     | 3.4    | 5.8   | 10.4   |
| 安佐北区 | 113,238 | 131,211   | 144,446   | 154,079   | 156,373   | 15.9    | 10.1   | 6.7   | 1.5    |
| 安芸区  | 65,775  | 68,169    | 70,039    | 74,542    | 75,433    | 3.6     | 2.7    | 6.4   | 1.2    |
| 佐伯区  | 87,253  | 100,026   | 116,219   | 124,618   | 126,827   | 14.6    | 16.2   | 7.2   | 1.8    |

資料：平成 12 年版市勢要覧

(注)1 平成 12 年については、要計表による人口概数を掲げている。

2 各年とも、平成 12 年 10 月 1 日現在の市域に組み替えたものである。

### (2) 土地利用

#### ア 地目別土地面積

地目別土地面積の推移をみると、田や山林、畑が減少し、住宅地などの宅地が増加する傾向にある。

表 3 地目別土地面積の推移

単位：千 m<sup>2</sup>

| 区 分       | 平成 8 年  | 平成 9 年  | 平成 10 年 | 平成 11 年 | 平成 12 年 | 増 減     |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           |         |         |         |         |         | (H8～12) |
| 総面積       | 344,058 | 345,677 | 345,166 | 344,933 | 344,245 | 187     |
| 宅地        | 73,094  | 73,817  | 74,821  | 75,586  | 76,172  | 3,078   |
| 商業地区      | 2,648   | 2,724   | 2,733   | 2,736   | 2,736   | 88      |
| 工業地区      | 8,088   | 8,201   | 8,191   | 8,300   | 8,445   | 357     |
| 住宅地区      | 56,823  | 57,199  | 58,158  | 58,763  | 59,208  | 2,385   |
| その他       | 5,535   | 5,693   | 5,739   | 5,787   | 5,783   | 248     |
| 田         | 30,841  | 30,149  | 29,819  | 29,436  | 28,919  | 1,922   |
| 畑         | 14,097  | 14,067  | 13,903  | 13,785  | 13,695  | 402     |
| 山林        | 205,694 | 207,127 | 206,347 | 205,208 | 204,475 | 1,219   |
| 原野        | 3,489   | 3,539   | 3,486   | 3,438   | 3,467   | 22      |
| 池沼        | 37      | 35      | 35      | 34      | 33      | 4       |
| 塩田、牧場、鉱泉地 | -       | -       | -       | -       | -       | -       |
| 雑種地       | 14,354  | 14,477  | 14,286  | 14,982  | 15,029  | 675     |
| 軌道用地      | 2,452   | 2,466   | 2,469   | 2,464   | 2,455   | 3       |

資料：平成 12 年版広島市統計書

(注) 本表は、固定資産税の課税対象となる評価総地積で、公有地、公共用道路、公園などの課税対象外の土地は含まない。

## イ 経営耕地

平成 12 年の国勢調査によると、本市では 2,284ha の耕地（市域総面積の 3.1%）が 7,430 戸の農家によって経営されている。経営耕地のうち最も多く利用されているのは田で 1,744ha（経営耕地の 76.4%）、次いで、畑 415ha（同 18.2%）、樹園地 124ha（同 5.4%）となっている。

## ウ 森林面積

本市の森林面積は、平成 10 年 3 月 31 日現在で、46,880ha（市域総面積の 63.2%）で、県下第 1 位の広大な森林となっている。このうち、民有林は 42,954ha（総数の 91.6%）、国有林は 3,926ha（同 8.4%）となっている。

## (3) 都市施設

## ア 道路・橋梁

平成 13 年 4 月 1 日現在の市内の道路は、13,850 路線、実延長 3,934km であり、道路の舗装率は、国道 100%、県道 99.0%、市道 93.2%となっている。

また、橋梁は永久橋 2,630、木橋 49、合わせて 2,679 橋である。

## イ 河川

市内の河川は主として一級河川太田川の流域にあり、少数が二級河川瀬野川流域、八幡川流

域及び単独に流れている。平成 12 年 4 月 1 日現在、河川数は 559 河川で総延長は 698.9km に達し、このうち市が管理するものは 499 河川、392.1km である。

## ウ 公園

平成 12 年度末現在、公園・緑地は 986 か所、開設面積は 817.31ha で、これは市民一人当たり 7.27m<sup>2</sup> に当たり、広島市緑の基本計画において目標としている市民一人当たり約 10m<sup>2</sup> に向け、整備を推進している。

## (4) 産業の動向

### ア 就業者数及び事業所数

平成 7 年の国勢調査による本市の就業者 572,739 人を産業分類別にみると、第 1 次産業 9,906 人（構成比 1.7%）、第 2 次産業 148,714 人（26.0%）、第 3 次産業 408,643 人（71.3%）となっており、高度成長から安定成長への移行に伴いサービス経済化が進み、第 3 次産業の割合が高くなったが、近年、産業構造は安定している。

平成 11 年の事業所・企業統計調査による本市の民営事業所 55,485 の分布を区別にみると、中区が 17,731 事業所で全市の 32.0% を占めており、以下西区（8,464 事業所、15.3%）、南区（8,327 事業所、15.0%）、安佐南区（6,426 事業所、11.6%）と続いている。

### イ 市民経済

平成 10 年度の市内総生産（＝総支出）は、名目で 4 兆 8800 億円、経済成長率は 2.3%（前年度 0.9%）となり、物価変動を除いた実質（平成 2 暦年基準）で 4 兆 6865 億円、経済成長率は 2.5%（前年度 2.2%）で、名目、実質ともに 2 年続けてのマイナス成長となった。

## ウ 農業

本市の農業は、小規模な稲作経営が主流であるが、近年の著しい都市化の進展や農業従事者の高齢化、新規就業者の減少などにより、全般的に縮小傾向にある。

平成 12 年の農業センサスによると、本市の販売農家については、農家数 3,205 戸、農業就業人口 5,819 人であった。これを前回調査（平成 7 年）と比べると、農家数で 916 戸の減少、農業就業人口 1,205 の減少であった。

## エ 林業

本市の民有林は、平成 10 年 3 月 31 日現在で、42,954ha で、その内訳は、まつ・ひのき・すぎなどの針葉樹が 27,439ha（民有林総数の 63.9%）、広葉樹 14,814ha（同 34.5%）、その他 701ha

(同 1.6%)となっている。

市域のうち、北部森林地域には、古生層地帯を中心にすぎ・ひのきの生育に適した適潤性褐色森林土壌(適度の水分を保っている森林育成に最適な土壌)が広くみられ、人工林率が高く、優良林業地域として古くから林業が盛んである。

一方、中南部地域では、せき悪土壌地帯(栄養分の少ない痩せた土壌)が多く、生産性の低いアカマツ及び広葉樹の天然林が主体となっており、積極的な林業はみられない。

今後の森林の在り方としては、林産物の供給に加え、災害防止、水源涵養等の自然環境保全、景観保護やレクリエーションの場など総合的機能の発揮が求められている。

## オ 水産業

本市の水産業は、清流の太田川と魚の宝庫といわれる瀬戸内海の恵まれた自然条件に生まれ、養殖漁業を中心に発展してきた。海面漁業は太田川により形成された広大な干潟域とその栄養分に恵まれた豊富な水量により、かきやのりの養殖漁業、くろだい、くるまえび、あさり、がざみなどの浅海漁業、また内水面漁業は、太田川のあゆ漁などが営まれてきた。

しかし一方では、都市化の進展によって干潟・藻場が減少するなど漁場環境が変化し、水産資源が減少した。このため「つくり育てる漁業」等の水産振興施策を展開しており、一部には回復のきざしがみられている。

## カ 工業

平成 11 年の工業統計調査によると、従業者規模 4 人以上の事業所についてみると、事業所数 1,747 で前年より 199 減、従業員数 56,322 人で 2,829 人減、製造品出荷額等 1 兆 8692 億円で 949 億円減であった。

従業者規模 4 人以上の事業所について業種別にみると、事業所数では食料品が 264 (総数の 15.1%) で最も多く、次いで金属製品 234 (同 13.4%)、一般機械器具 217 (同 12.4%) などとなっているが、これらの多くは従業者規模の小さい事業所である。他方、製造品出荷額等では、輸送用機械器具が 8,162 億円 (同 43.7%) で最も多く、半数近くを占め、以下、一般機械器具 3643 億円 (同 19.5%)、食料品 1976 億円 (同 10.6%) などとなっている。

このように本市の工業は、自動車を始めとする輸送用機械を中心とした高度組立型機械系工業を核としており、これらは大企業を頂点に関連下請企業で構成される裾野の広い産業である。

## キ 商業

平成 11 年の商業統計調査(飲食店を除く。)によると、商店数は 17,283 店、従業員数は 149,907 人、年間商品販売額は 9 兆 6882 億円であった。前回調査(平成 9 年)と比べると、商店数で 6.1%の減少、従業者数で 0.2%の減少、販売額でも 14.7%の減少と全て減少になっている。

(5) エネルギー等消費

ア 電力消費量

平成 12 年 3 月末現在の電灯契約口数は 625,879 口で、前年度に比べ 7,719 口 (1.2%) 増加した。使用電力量は 23 億 4363 万 kWh で、前年度に比べ 4540 万 kWh (2.0%) 増加した。

また、平成 12 年 3 月末現在の電力契約口数は 93,290 口で、前年度に比べ 891 口 (0.9%) 減少した。使用電力量は 37 億 5247 万 kWh で、前年度に比べ 1509 万 kWh (0.4%) 増加した。

表 4 電灯需要

単位：口、千 kWh

| 区 分     | 平成 10 年度 |           | 平成 11 年度 |           |
|---------|----------|-----------|----------|-----------|
|         | 契約口数     | 使用電力量     | 契約口数     | 使用電力量     |
| 総 数     | 618,160  | 2,298,234 | 625,879  | 2,343,629 |
| 定 額 電 灯 | 17,806   | 6,212     | 18,361   | 6,494     |
| 公 街 灯   | 52,776   | 56,505    | 54,211   | 58,480    |
| 従量電灯 A  | 537,409  | 2,036,387 | 543,087  | 2,079,335 |
| 従量電灯 B  | 7,413    | 193,309   | 7,478    | 193,690   |
| 臨 時 電 灯 | 2,756    | 5,821     | 2,742    | 5,630     |

資 料：平成 12 年版市勢要覧

(注)1 契約口数は年度末現在である。

2 従量電灯 A は一般家庭用、時間帯別電灯分を含む。従量電灯 B は商店等契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満のもの。臨時電灯には農事用電灯を含む。

表 5 電力需要

単位：口、千 kWh

| 区 分   | 平成 10 年度 |           | 平成 11 年度 |           |
|-------|----------|-----------|----------|-----------|
|       | 契約口数     | 使用電力量     | 契約口数     | 使用電力量     |
| 総 数   | 94,181   | 3,737,372 | 93,290   | 3,752,466 |
| 業務用電力 | 4,018    | 1,799,125 | 4,049    | 1,811,226 |
| 小口電力  | 50,296   | 756,691   | 49,878   | 749,561   |
| 大口電力  | 158      | 977,708   | 170      | 986,668   |
| 臨時電力  | 225      | 4,301     | 202      | 3,280     |
| 深夜電力  | 39,270   | 158,703   | 38,781   | 161,199   |
| 臨時電灯  | 214      | 40,844    | 210      | 40,532    |

資 料：平成 12 年版市勢要覧

(注)1 契約口数は年度末現在である。

2 小口電力は 500kW 未満、大口電力は 500kW 以上のもの。

イ ガス消費量

平成 11 年末の都市ガス需要戸数は 340,317 戸で、前年に比べ 3,771 戸 (1.1%) 増であった。消費量は 4 億 1674 万 m<sup>3</sup> で、前年に比べ 2512 万 m<sup>3</sup> (6.4%) 増であった。



表 6 都市ガス需要

単位：戸、千 m<sup>3</sup> (4500kcal / m<sup>3</sup>)

| 区分    | 平成 10 年 |         | 平成 11 年 |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|
|       | 需要戸数    | 消費量     | 需要戸数    | 消費量     |
| 総 数   | 336,546 | 391,619 | 340,317 | 416,735 |
| 家 庭 用 | 314,937 | 213,549 | 318,788 | 223,607 |
| 商 業 用 | 18,080  | 100,908 | 17,931  | 109,156 |
| 工 業 用 | 292     | 35,255  | 300     | 39,989  |
| 医 療 用 | 1,401   | 13,508  | 1,435   | 14,963  |
| 公 用   | 1,836   | 28,399  | 1,863   | 29,020  |

資 料：平成 12 年版市勢要覧

(注)1 需要戸数は年末現在である。

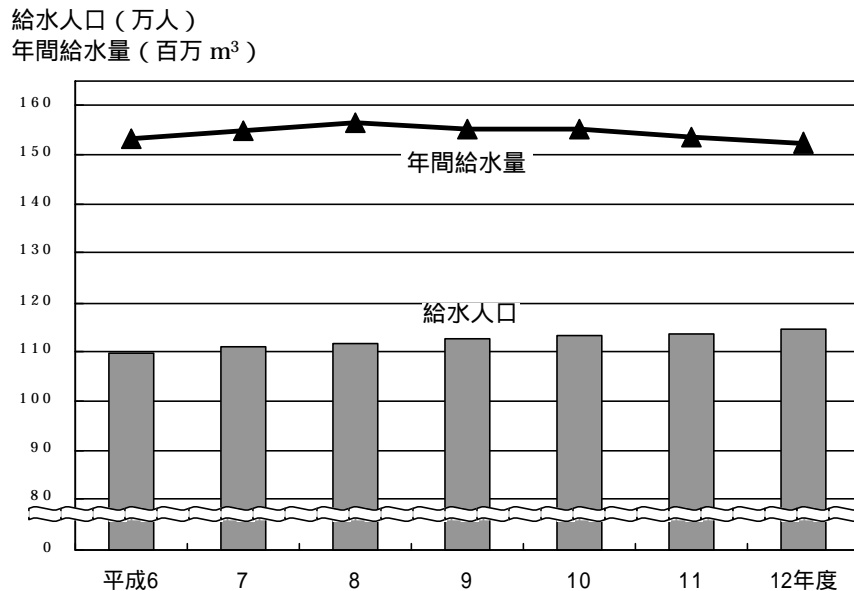
2 廿日市市、安芸郡府中町、海田町、坂町、佐伯郡大野町を含む。

### ウ 上水道給水量

平成 12 年度末の給水世帯数は 47 万 9191 世帯で、前年度より 5,023 世帯増加した。また給水人口も 114 万 4840 人となり、4,899 人増加し、普及率 96.5%となった。

平成 12 年度の年間給水量は、1 億 5254 万 3038m<sup>3</sup> で、前年度と比較すると 106 万 9860m<sup>3</sup> (0.7%) の減少となった。

図 2 給水人口及び年間給水量の推移



資 料：水道局経営企画課

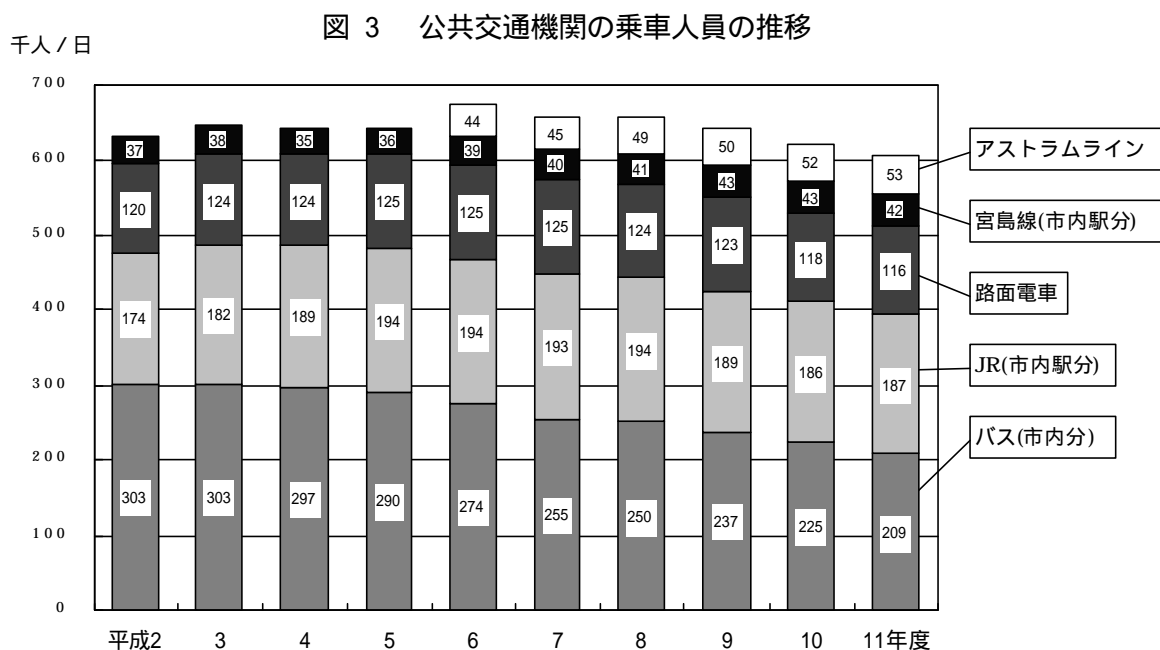
(注)1 各項目には、給水区域である安芸郡府中町及び坂町を含む

2 給水人口は、各年度末現在の住民基本台帳及び外国人登録に基づく算出数値である。

(6) 交通の状況

ア 公共交通機関の利用状況

公共交通機関の一日平均乗車人員の推移を機関別にみると、バスについては平成5年度以降大幅に減少を続けている。アストラムラインは平成6年の開業以来増加傾向にあり、その他は概ね横ばいである。総数については、平成7年度以降減少傾向にある。



資料：広島市統計書より作成

(注) JR 市内駅分には、向洋、海田市駅を含む。

イ 車種別自動車登録台数

市内の登録自動車台数は、平成11年度末現在59万8665台で前年度末に比べ1.2%増加した。これを車種別にみると、乗用車が36万933台(総数の60.5%)で同1.0%増、軽自動車14万7516台(同24.6%)で同3.5%増、貨物用6万3210台(同10.6%)で同2.3%減、小型二輪自動車1万1090台(同1.9%)で同1.8%減となっている。

表7 車種別登録自動車台数

| 年度     | 総数      | 貨物用    |        |       | 乗合用   | 特殊用途用 | 乗用      |         | 特殊車(大型) | 小型二輪   | 軽自動車    |
|--------|---------|--------|--------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|--------|---------|
|        |         | 普通車    | 小型車    | 被けん引用 |       |       | 普通車     | 小型車     |         |        |         |
| 平成7年度末 | 564,452 | 16,363 | 51,553 | 447   | 2,091 | 7,581 | 68,900  | 264,959 | 3,155   | 10,367 | 139,036 |
| 8年度末   | 575,930 | 16,662 | 50,732 | 455   | 2,090 | 8,282 | 82,085  | 262,392 | 3,180   | 10,549 | 139,503 |
| 9年度末   | 584,788 | 16,928 | 49,239 | 468   | 2,051 | 8,667 | 93,187  | 259,501 | 3,198   | 10,907 | 140,642 |
| 10年度末  | 591,598 | 16,774 | 47,440 | 470   | 2,050 | 9,288 | 102,386 | 256,127 | 3,196   | 11,292 | 142,575 |
| 11年度末  | 598,665 | 16,814 | 45,914 | 482   | 2,049 | 9,661 | 110,644 | 251,289 | 3,206   | 11,090 | 147,516 |

資料：平成12年版市勢要覧

### 1 環境問題の概要

わが国においては、昭和30年代後半に始まった高度経済成長期に、重化学工業を中心とする工業生産が飛躍的に増大し、新幹線、空港、高速自動車道等交通網が整備されるなど、国民の生活は裕福・至便になった。しかし、産業活動に伴い大気汚染や水質汚濁が発生し、また、無秩序な開発により自然破壊が起こるなど深刻な環境問題を引き起こした。

このため、昭和40年代に入ると環境保全に対する議論が高まり、公害対策を総合的、計画的に推進するため、昭和42年に「公害対策基本法」が制定された。また、昭和45年のいわゆる「公害国会」では「水質汚濁防止法」等公害関係14法が制定され、昭和46年には環境関係諸法の施行等の事務を一元的に行う環境庁が発足し、さらに、昭和47年には「自然環境保全法」が制定されるなど法体系や行政組織体制等の整備が進められた。

昭和50年代に入ると、公害関係法令の整備・充実、多くの国民や事業者の努力などによって、それまでの危機的な状況はかなり改善されてきたが、都市化の進展や大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの定着により、自動車交通による大気汚染や騒音公害、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大及び処理困難化等の都市生活型公害が各地で発生し、深刻化してきた。また、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等の地球規模の環境問題、さらにはダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質などの有害化学物質による環境汚染も顕在化してきている。

これら今日の環境問題の多くは、通常の事業活動や日常生活に起因するさまざまな要因が複合的に環境に影響を与えていることから生じており、原因企業と被害住民という構図で示されるかつての産業公害とは異なっている。

このため、従来の排出規制を中心とする公害対策や土地利用規制を中心とする自然環境保全対策では、十分な対応が困難であるとともに、公害の防止、自然環境の保全、快適環境の創造という分野別の施策では、適切な対応が取れない状況となっている。

また、地球環境問題等は、国境を越えて地球全体に及ぶ空間的な広がりや将来の世代にわたる時間的な広がりを併せ持っており、人類の生存基盤である地球環境に取り返しのつかない影響を与える恐れが指摘されている。

このような環境をめぐる状況の変化を受けて、国においては、平成4年にブラジルで開催された地球サミットの成果も踏まえて、今日の環境問題に適切に対応するため、公害対策基本法にかわり、今後の環境政策の基本理念や基本的施策の総合的枠組みを定める「環境基本法」を平成5年に制定し、同法に基づき平成6年に「環境基本計画」を策定した。また、平成9年には「環境影響評価法」が、平成10年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が、そして平成12年には「循環型社会形成推進基本法」などが次々と制定されている。

## 2 本市の環境行政の推移

本市は幸いに戦前・戦後を通じて激甚な公害被害に見舞われることもなく、瀬戸内の温暖な気候と母なる川、太田川の恵みを受け「水の都」として発展してきた。

昭和 20 年 8 月、一発の原子爆弾によって市街地は殆ど灰燼<sup>かいじん</sup>に帰した。幾多の尊い犠牲と「75 年間は草木も生えない」と言われた惨劇から、「戦争は最大の環境破壊である」ことを学び、広島は市民一丸となって「国際・平和・文化都市ひろしま」の建設の歩みを始めた。

関係者のたゆまざる努力により、昭和 24 年 8 月 6 日、広島平和記念都市建設法が公布され、それを基軸とする戦災復興計画事業により、平和記念公園や百メートル道路等、数々の復興事業が実施された。

しかし、本市においても、昭和 40 年代から、内陸部の盛んな開発と、著しい人口の増加や産業・経済の発展に伴う工場排水・生活排水の増加のため、河川や広島湾の汚濁が目立ち始め、瀬戸内海各地で赤潮が発生するようになった。また、工場・事業場からの排出ガスに起因したオキシダント情報もしばしば発令されるようになってきた。

こうした状況の中で、昭和 42 年に環境保全関係の組織として、衛生局衛生課に公害係を初めて設置し、環境保全対策を開始した。さらに、昭和 43 年に「大気汚染防止法」、「騒音規制法」及び「広島県公害防止条例」が公布されるに伴い、昭和 44 年には公害対策課として改組し、市内河川の水質調査を開始した。さらに、昭和 46 年には水質監視員制度を発足させ、昭和 51 年には「広島・呉地域公害防止計画」が策定される等、環境保全対策の充実が図られた。

ごみ処理事業については、「消費は美德」といった使い捨ての風潮と相まって、ごみ量は急激に増加し、その質も著しく多様化した。年々増加するごみ量に対し処理施設の能力が追いつかず、昭和 50 年 7 月「ごみ非常事態宣言」を発令するに至った。（昭和 58 年解除）

昭和 55 年 4 月、全国で 10 番目の政令指定都市へと移行すると、その後は、環境保全に配慮しつつ積極的に生活環境を整備・拡充する施策を講じ、「うるおい」や「やすらぎ」を求める市民のニーズにも応えながら、中四国地方の中核都市にふさわしい市街地の積極的な緑化や、川を生かした河岸緑地等の整備を行ってきた。

こうした中、平成 4 年にはシアン化合物による太田川水質汚染事故が発生し、上水道の取水制限措置という市民生活に多大な影響を与える不測の事態も起こったが、平成 5 年には広島市環境管理計画を策定するとともに、友好都市である中国重慶市と国際環境協力の一環として「酸性雨研究交流センター」を設置し共同研究を開始した。

こうした施策が評価され、平成 6 年度には「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として環境庁長官より表彰されるに至った。その後も、平成 7 年度の「広島市環境影響評価要綱」の施行、国際環境自治体協議会（ICLEI）への加盟、「地球にやさしい市民行動計画」の策定等により、より環境に配慮された開発事業等の誘導、地球環境問題への対応の充実などに努めた。

平成 10 年度には「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」、「広島市環境影響評価条例」を制定し、法体系の整備充実を図った。そして平成 11 年度には環境基本計画の策定に着手するなど（平成 13 年 10 月に策定終了）環境保全行政のより一層の推進を図っている。

### 3 今後の課題

工場から排出される汚染物質を原因とする産業型の公害は、これまでの法令等の整備とそれに基づく規制的手法によって、一定の改善が図られてきた。しかし、通常の事業活動や日常生活から発生する都市生活型公害については、本市においても、依然として改善の進んでいない状況にある。さらに、前世紀末に顕著になってきた地球温暖化等の地球規模の環境問題が大きな課題となっている。

これらの問題の解決のためには、社会経済活動のあり方や日常のライフスタイルそのものを見直し、循環を基調とし、環境への負荷の少ない持続可能な社会へと転換することが求められている。

このため、市民、事業者、行政の協働により、二酸化炭素排出量の削減、資源、エネルギーの有効利用など総合的な対策に取り組むとともに、物質循環の確保と循環型社会、究極的にはゼロエミッション社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、リサイクルなどを推進することが必要となっている。

また、ダイオキシン類、内分泌攪乱化学物質等の有害化学物質など、新しい環境汚染に対する取組とともに、より快適な環境の確保に向け、自然環境や都市景観、歴史的環境の保全に向けた取組が求められている。

